

Tax News Flash

#05/2024

タイ内閣が「Easy E-Receipt 2.0」政策を承認

2024年12月24日、タイ内閣は「Easy E-Receipt 2.0」政策に基づく、免税を目的とした新しい省令案を承認しました。この省令案は、2025年に商品やサービスの消費を促進することで、国内経済を活性化することを目的としています。

「Easy E-Receipt 2.0」政策の主な内容には、個人所得税の納税者に対する税制上の優遇措置が含まれます。納税者は、以下条件に該当する商品やサービスの購入に対して50,000バーツを上限に課税所得の控除を申請できます。

- VAT登録事業者からの電子形式のタックスインボイス(e-Tax Invoice)の発行またはVAT非登録事業者からの電子形式のレシート(e-Receipt)の発行(条件付き)がある商品やサービスの購入に対して、30,000バーツを上限に控除が可能です。
- 認定された一村一品(OTOP)製品(One Tambon One Product)、地域企業の商品、および社会的企業のサービスに対する支出について20,000バーツを上限に追加の控除が可能です。

VAT非登録事業者からの対象購入品には、書籍、新聞、雑誌、電子書籍、認定されたOTOP製品、および認定された地域企業や社会的企業の商品とサービスが含まれます。ただし、アルコール飲料、タバコ、燃料、自動車、公共料金、保険料、旅行関連サービスなどの特定の商品・サービスの購入は本政策の対象外となります。

本政策は、2025年1月16日から2月28日まで有効であり、電子申告・納税システムの導入を促進すると共に、消費を刺激することで経済を活性化することを目的としています。本措置に関わる規則、手続き、およびその他の条件は、歳入局長官によって定められます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和 (0 2844 1559/Mobile:06 25907638) toshikazu.n.nakao@pwc.com

武藤 慎也 (0 2844 1553/Mobile:06 25907619) shinya.m.muto@pwc.com

山鳥 達彦 (0 2844 1276/Mobile:06 32706830) tatsuhiko.y.yamadori@pwc.com

福井 情美 (0 2844 1321) motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号:(662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。